

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	E N E O Sホールディングス株式会社
【英訳名】	ENEOS Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 宮田 知秀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03(6257)7075
【事務連絡者氏名】	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 江口 小百合
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03(6257)7075
【事務連絡者氏名】	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 江口 小百合
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2024年6月26日開催の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金11円 総額32,985,974,318円
- 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月27日

第2号議案 定款中一部変更の件

業務執行の最高責任者が執行役員の役位であることを明確にし、また、最適な業務執行体制の機動的な構築を可能とするため、役付取締役に関する現行定款第25条を変更し、これに伴い、株主総会の議長に関する現行定款第16条を変更する。

第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

監査等委員でない取締役として、宮田知秀、田中聡一郎、工藤泰三、富田哲郎、岡 俊子及び川崎博子を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、菅野博之、栃木真由美及び豊田明子を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合	決議結果
第1号議案	20,509,772	74,679	4,931	98.840%	可決
第2号議案	20,536,054	44,888	8,563	98.966%	可決
第3号議案					
宮田知秀	19,035,003	1,545,904	8,565	91.732%	可決
田中聡一郎	20,265,784	315,127	8,565	97.663%	可決
工藤泰三	18,863,425	1,720,395	5,658	90.905%	可決
富田哲郎	19,778,130	802,783	8,565	95.313%	可決
岡 俊子	19,446,937	1,133,974	8,565	93.717%	可決
川崎博子	20,415,064	165,849	8,565	98.383%	可決
第4号議案					
菅野博之	20,368,523	210,456	8,565	98.168%	可決
栃木真由美	17,178,178	3,400,783	8,565	82.792%	可決
豊田明子	17,070,203	3,508,757	8,565	82.271%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成です。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成の割合は、2024年6月25日午後5時30分までに書面又は電磁的方法(インターネット等)により行使された議決権の数(以下「事前行使分」)を含めて、本総会に出席した株主の議決権の総数(ただし、無効票数等の違いにより議案毎に当該総数は異なります。)を分母として算出しております。

(4) 上記(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び本総会当日に出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日に出席した株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は、上記(3)の表に記載した賛成、反対又は棄権の議決権の数に加算しておりません。

以上